

「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方（処分基準）について」（別紙）
新旧対照表

現行				改定案			
II 法令違反に対する懲戒処分等 (1) 公認会計士 ○ 基本となる処分の量定				II 法令違反に対する懲戒処分等 (1) 公認会計士 ○ 基本となる処分の量定			
懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定 (新基準)	懲戒根拠	懲戒事由	関係条文	基本となる処分の量定 (新基準)
公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反）	・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理 士法違反による業務停止処分が行わ れた場合等重大な場合 (1) 不正所得高額（ <u>1億円以上</u> ） (2) 不正所得少額（ <u>1億円未満</u> ）	第26条	業務停止3月 業務停止1月	公認会計士法 違反（信用失墜 行為違反）	・自己脱税 刑事訴追の対象となった場合や税理 士法違反による業務停止処分が行わ れた場合等重大な場合 (1) 不正所得高額（ <u>2,000万円超</u> ） (2) 不正所得少額（ <u>2,000万円以下</u> ）	第26条	業務停止3月 業務停止1月
【上記区分表の適用に当たっての注意事項】 （新設）				【上記区分表の適用に当たっての注意事項】 9. 平成25年4月12日改定後の「自己脱税」の基本となる処分の量定については、平成25年4月12日以後にした行為に対して懲戒処分等を実施する場合に適用する。			